## 〔商品説明書〕

# 〈あきぎん〉スーパーシニア

(2020年4月1日現在)

	(2020 + 47) 1 1 (2011)	
商品名	〈あきぎん〉スーパーシニア	
対象商品	スーパー定期、スーパー定期 300	
販売対象	<ul> <li>対象者① 当行に国民年金、厚生年金、共済年金の振込指定をしている方ならびに新たに振込指定を開始(変更も含みます。)する方</li> <li>対象者② 制度上、公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方</li> </ul>	
預入期間	1年 (対象者①の場合、預入期間中に振込指定を他金融機関へ変更しないことを条件とします。)	
預入預入方法預入金額預入単位	<ul><li>● 一括預入</li><li>● 1 円以上 1,000 万円以内(総合口座の場合は 1 万円以上)</li><li>● 1 円単位</li></ul>	
預入形態	● 証書式・通帳式・総合口座	
預入店舗	<ul><li>対象者①の場合、年金お振込指定のある店舗に限ります。</li><li>対象者②の場合、1店舗のみの取扱いとします。</li></ul>	
確認書類	<ul><li>対象者① 年金振込指定口座通帳、年金裁定請求書、年金支払機関変更届等</li><li>対象者② 運転免許証、在留カードまたは特別永住者証明書等</li></ul>	
払戻方法	<ul><li>■ 満期日以後一括払戻し</li><li>● 自動解約扱い、または、自動継続扱い(元金継続のみ)</li></ul>	
利息 適用金利 利払方法 計算方法 課税方法	<ul> <li>預入金額 300 万円未満の場合は、預入時のスーパー定期の店頭表示金利に、 預入金額 300 万円以上の場合は、預入時のスーパー定期 300 の店頭表示金 利に 0.03%上乗せした利率を満期日まで適用します。</li> <li>満期日以後に一括してお支払いいたします。</li> <li>付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算</li> <li>20.315%の源泉分離課税 ※2037 年 12 月 31 日までに受取る利息については、復興特別所得税 0.315%が追加課税され、20.315%の税金がかかります。</li> </ul>	
付加できる 特約事項	<ul><li>総合口座の担保としても利用できます。 (貸越利率は、担保定期預金の利率の 0.50%高)</li><li>マル優がご利用できます。</li></ul>	
期限前解約時の 取扱い	● 別表をご参照ください。	
預金保険制度	● 預金保険制度の対象商品であり、1 預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。 ※預金保険制度について、くわしくは「預金保険制度」のパンフレットを ご参照ください。	
その他参考となる 事項	<ul><li>● ATM、インターネットバンキングではお取扱いいたしません。</li><li>● 自動継続扱いにおいて、満期時に年金のお振込を確認できない場合は、スーパー定期またはスーパー定期 300 で継続いたします。</li></ul>	
取扱店舗	● 全営業店(あきぎんこまち支店を除く)	

当行の指定紛争解決機関 : 一般社団法人全国銀行協会

〔連 絡 先〕全国銀行協会相談室

〔住 所〕〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

[電話番号] 0570-017109 または 03-5252-3772

(注) 受付日:月~金曜(祝日および銀行の休業日を除く)、受付時間:午前9時~午後5時

#### ※〈 指定紛争解決機関 〉

- 指定紛争解決機関(一般社団法人全国銀行協会)は、銀行取引に関するトラブルについて中立・ 公平な立場で解決のための取組みを行います。
- 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

### 〈 全国銀行協会相談室のご案内 〉

- 全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を 受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。
- ご相談・ご照会等は無料です。くわしくは、一般社団法人全国銀行協会ホームページをご参照ください。

http://www.zenginkyo.or.jp/adr/

## 別表:期限前解約時の取扱い

● 満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した 利息とともに払戻しします。

預入していた期間	期限前解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	約定利率×50%

(注) 期限前解約利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。

また、期限前解約利率は解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。